

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行					
<p>（国又は協会に納める手数料） 第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="906 241 1029 510"> <p>手数料を納付すべき者</p> </td> <td data-bbox="906 510 1029 1075"> <p>金額</p> </td> </tr> </table>	<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金額</p>	<p>（国又は協会に納める手数料） 第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="906 1160 1029 1429"> <p>手数料を納付すべき者</p> </td> <td data-bbox="906 1429 1029 2000"> <p>金額</p> </td> </tr> </table>	<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金額</p>
<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金額</p>						
<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金額</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 241 906 510"> <p>一 新規登録を申請する者</p> </td> <td data-bbox="188 510 906 1075"> <p>自動車一両につき千三百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額） 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 七百元</p> </td> </tr> </table>	<p>一 新規登録を申請する者</p>	<p>自動車一両につき千三百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額） 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 七百元</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 1160 906 1429"> <p>一 新規登録を申請する者</p> </td> <td data-bbox="188 1429 906 2000"> <p>一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場</p> </td> </tr> </table>	<p>一 新規登録を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場</p>		
<p>一 新規登録を申請する者</p>	<p>自動車一両につき千三百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額） 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 七百元</p>						
<p>一 新規登録を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場</p>						

<p>二 変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者</p>	<p>二 その他の自動車 七百五十円</p> <p>自動車一両につき五百円（電子申請（輸出抹消仮登録に係るものを除く。）による場合にあっては、四百五十円）</p>
<p>三 移転登録を申請する者</p>	<p>自動車一両につき七百円（電子申請による場合にあっては、六百円）</p>
<p>四 法第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）</p>	<p>自動車一両につき五百円</p>
<p>五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者</p>	<p>自動車一両につき五百円</p>
<p>六 運輸監理部長又は運輸支局長が行う臨時運行の許可を申請する者</p>	<p>自動車一両につき七百五十円</p>

<p>二 変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者</p>	<p>合にあっては、五百円） 二 その他の自動車 七百円</p> <p>一両につき三百五十円</p>
<p>三 移転登録を申請する者</p>	<p>一両につき五百円</p>
<p>四 法第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）</p>	<p>一両につき三百五十円</p>
<p>五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者</p>	<p>一両につき三百五十円</p>
<p>六 運輸監理部長又は運輸支局長が行う臨時運行の許可を申請する者</p>	<p>一両につき七百五十円</p>

<p>七 回送運行許可証の交付を申請する者</p>	<p>八 登録事項等証明書等の交付を請求する者</p>
<p>一枚につき許可の期間一月までごとに二千五十円（その額が五千円以上である場合であつて、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p>	<p>次の各号に掲げる登録事項等証明書の区分に応じ、当該各号に定める金額</p> <p>一 自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書 次のイ又はロに掲げる登録事項等証明書の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第六条第一項の現在記録ファイル（ロにおいて「現在記録ファイル」という。）に記録されている事項のみに係るもの 一件につき四百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び自動車登録令第六条第一項の保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千二百円（当該保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあっては、千二百円にその超える枚数一枚ごとに四百円を加算した額）</p> <p>二 二両以上の自動車について一括して作成する登録事項等証明書 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 三十両以下の自動車について一括</p>
<p>七 回送運行許可証の交付を申請する者</p>	<p>八 登録事項等証明書等の交付を請求する者</p>
<p>一枚につき許可の期間一月までごとに二千五十円（その額が五千円以上である場合であつて、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p>	<p>一 自動車一両ごとに作成する証明書</p> <p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあっては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>

	<p>九 法第二十二條 第三項の規定による請求に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関</p>
<p>して作成する場合 一件につき五百円 ロ 三十両を超える自動車について一括して作成する場合 一件につき五百円にそのを超える自動車三十両までごとに五百円を加算した額</p>	<p>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額 一 請求に係る登録情報が自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書に係るものである場合 一件につき三百円 二 請求に係る登録情報が二両以上の自動車について一括して作成する登録事項等証明書に係るものである場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額 イ 請求に係る登録情報が三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所（ロにおいて「自動車登録番号等」という。）を含まないものにあつては、六十両）以下の自動車に係るものである場合 一件につき三百円 ロ 請求に係る登録情報が三十両（自動車登録番号等）を含まないものにあつては、六十両）を超える自動車に係るものである場合 一件につき三百円にそのを超える自動車三十両（自</p>
	<p>九 法第二十二條 第三項の規定による請求に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関</p>
<p>一件につき次に掲げる金額 一 自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記載されている事項に係るもの 二百円 二 三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所を含まないもの）については、六十両）以下の自動車について一括して作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記載されている事項に係るもの 二百円</p>	

	<p>十 自動車整備士の技能検定を申請する者</p>	<p>十一 自動車検査証返納証明書の交付を申請する者</p>	<p>十二 法第七十二条の三の規定による証明書の交付を請求する者</p>
<p>自動車登録番号等を含まないものにあつては、その超える自動車六十両）までごとに三百円を加算した額</p>	<p>一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受ける者については、二千四百五十円）</p>	<p>一件につき四百五十円</p>	<p>次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める金額</p> <p>一 自動車一両ごとに作成する証明書 次のイ又はロに掲げる証明書の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第八条第四項又は第五項において準用する自動車登録令第六条第一項の現在記録ファイル（ロにおいて「現在記録ファイル」という。）に記録されている事項のみに係るもの 一件につき四百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び道路運送車両法施行令第八条第四項又は第五項において準用する自動車登録令第六条第一項の保存記録ファイルに記録</p>

	<p>十 自動車整備士の技能検定を申請する者</p>	<p>十一 自動車検査証返納証明書の交付を申請する者</p>	<p>十二 法第七十二条の三の規定による証明書の交付を請求する者</p>
	<p>一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受ける者については、二千四百五十円）</p>	<p>一件につき三百五十円</p>	<p>一 自動車一両ごとに作成する証明書</p> <p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>

<p>十四 臨時検査合 格標章、検査標 章、自動車予備 検査証又は限定 自動車検査証の 再交付を申請す る者</p>	<p>十三 自動車検査 証の再交付を申 請する者</p>	
<p>一件につき四百円</p>	<p>一件につき四百五十円</p>	<p>二 二両以上の自動車について一括して 作成する証明書 次のイ又はロに掲げ る場合の区分に応じ、当該イ又はロに 定める金額 イ 三十両以下の自動車について一括 して作成する場合 一件につき五百 円 ロ 三十両を超える自動車について一 括して作成する場合 一件につき五 百円にその超える自動車三十両まで ごとに五百円を加算した額</p>

<p>十四 臨時検査合 格標章、検査標 章、自動車予備 検査証又は限定 自動車検査証の 再交付を申請す る者</p>	<p>十三 自動車検査 証の再交付を申 請する者</p>	
<p>一件につき三百円</p>	<p>一件につき三百五十円</p>	

<p>十五 指定自動車整備事業の指定を申請する者</p>	<p>一件につき二万九千円</p>
<p>(国又は協会及び機構に納める手数料) 第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならない手数料の額は、自動車一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。</p>	
<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金 額</p>
<p>一 新規検査を申請する者</p>	<p>自動車一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 二輪の小型自動車 千八百円 ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 二千円(電子申請による場合にあつては、千七百円) 二 登録識別情報(法第十六条第一項の申請(法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。))に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安</p>

<p>十五 指定自動車整備事業の指定を申請する者</p>	<p>一件につき二万九千円</p>
<p>(国又は協会及び機構に納める手数料) 第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。</p>	
<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金 額</p>
<p>一 新規検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 二輪の小型自動車 千四百円 ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千五百円(電子申請による場合にあつては、千三百円) 二 登録識別情報(法第十六条第一項の申請(法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。))に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安</p>

<p>二 継続検査を申請する者</p>	<p>基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。以下同じ。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。以下同じ。）がある自動車 千六百元</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千七百元</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 二千四百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千九百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>
<p>二 継続検査を申請する者</p>	<p>自動車一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出がある自動車</p> <p>イ 二輪の小型自動車 千五百円</p>

<p>二 継続検査を申請する者</p>	<p>基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千三百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千四百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千九百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>
<p>二 継続検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 二輪の小型自動車 千二百円</p>

四 予備検査を申	三 構造等変更検査を申請する者	
自動車一両につき次に掲げる金額	自動車一両につき次に掲げる金額 一 小型自動車及び検査対象軽自動車 二千四百円 二 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千五百円	ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千七百円（電子申請による場合にあつては、千四百五十円） 二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千五百円 三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千七百円

四 予備検査を申	三 構造等変更検査を申請する者	
一両につき次に掲げる金額	一両につき次に掲げる金額 一 小型自動車 二千二百円 二 検査対象軽自動車 千九百円 三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円	ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千四百円（電子申請による場合にあつては、千二百円） 二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円 三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千四百円 四 その他の自動車 イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千八百円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千九百円

<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金額</p>	<p>一 新規検査を申請する者</p>	<p>自動車一両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）</p>
		<p>請する者</p>	<p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千六百元 二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千七百元 三 その他の自動車 イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 二千四百円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千五百円</p>

(国及び機構に納める手数料)
 第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、自動車一両につき六百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金額</p>	<p>一 新規検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定に</p>
		<p>請する者</p>	<p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千三百円 二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千四百円 三 その他の自動車 イ 小型自動車 二千二百円 ロ 検査対象軽自動車 千九百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>

(国及び機構に納める手数料)
 第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき五百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

<p>二 継続検査を申請する者</p>	
<p>イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 千五百円</p> <p>ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千五百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 普通自動車 二千三百円</p> <p>ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千二百円</p> <p>ハ 大型特殊自動車 千九百円</p> <p>ニ 二輪の小型自動車 千八百円</p>	<p>自動車一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）</p> <p>イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 千五百円</p> <p>ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千五百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 普通自動車 二千円</p> <p>ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 千九百円</p>
<p>二 継続検査を申請する者</p>	
<p>イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円</p> <p>ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 普通自動車 二千円</p> <p>ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円</p> <p>ハ 大型特殊自動車 千七百円</p> <p>ニ 二輪の小型自動車 千六百元</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円</p> <p>ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 普通自動車 千八百円</p> <p>ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 千七百円</p>

<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>ハ 大型特殊自動車 千六百円 ニ 二輪の小型自動車 千五百円</p>
<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>自動車一両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 千五百円 ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千五百円 二 その他の自動車 イ 普通自動車 二千三百円 ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千二百円 ハ 大型特殊自動車 千九百円 ニ 二輪の小型自動車 千八百円</p>

2 法第百二条第四項の規定により、国に納めなければならない手数料の額及び機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>ハ 大型特殊自動車 千四百円 ニ 二輪の小型自動車 千三百円</p>
<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円 ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円 二 その他の自動車 イ 普通自動車 二千二百円 ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円 ハ 大型特殊自動車 千七百円 ニ 二輪の小型自動車 千六百円</p>

2 法第百二条第四項の規定により、国に納めなければならない手数料の額及び機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

<p>二 特定共通構造部の型式について指定を申請する者</p>	<p>一 自動車の型式について指定を申請する者</p>	<p>手数料を納付すべき者</p>
<p>一件につき 十四万円</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>国に納めなければならない手数料の額</p>
<p>一件につき、特定共通構造部審査試験項目（特定共通構造部の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この項に</p>	<p>一件につき、自動車審査試験項目（自動車構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの自動車審査試験項目別費用額（自動車審査試験項目ごとに、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額</p>	<p>機構に納めなければならない手数料の額</p>

<p>二 特定共通構造部の型式について指定を申請する者</p>	<p>一 自動車の型式について指定を申請する者</p>	<p>手数料を納付すべき者</p>
<p>一件につき 七万円</p>	<p>一件につき 八万円</p>	<p>国に納めなければならない手数料の額</p>
<p>一件につき、特定共通構造部審査試験項目（特定共通構造部の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この項に</p>	<p>一件につき、自動車審査試験項目（自動車構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの自動車審査試験項目別費用額（自動車審査試験項目ごとに、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額</p>	<p>機構に納めなければならない手数料の額</p>

<p>四 の三 第九十九 条の許</p>	<p>三 式につ いて指 定を申 請する 者</p>	
<p>七 万円</p>	<p>一 件につ き 八 万円</p>	
<p>合 計額</p>	<p>一 件につ き次に 掲げる 額の</p>	<p>お いて同 じ。の うち申 請に係 る特定 共通構 造部の 構造、 装置及 び性能 が保安 基準に 適合す るかど うかを 審査す るため に必要 なもの の特定 装置審 査試験 項目別 費用額 （特定 装置審 査試験 項目ご とに、 その費 用につ き実費 を勘案 して国 土交通 省令で 定める 額をい う。） の合計 額</p>

<p>四 の三 第九十九 条の許</p>	<p>三 式につ いて指 定を申 請する 者</p>	
<p>四 万円</p>	<p>一 件につ き 五 万円</p>	
<p>合 計額</p>	<p>一 件につ き次に 掲げる 額の</p>	<p>お いて同 じ。の うち申 請に係 る特定 共通構 造部の 構造、 装置及 び性能 が保安 基準に 適合す るかど うかを 審査す るため に必要 なもの の特定 装置審 査試験 項目別 費用額 （特定 装置審 査試験 項目ご とに、 その費 用につ き実費 を勘案 して国 土交通 省令で 定める 額をい う。） の合計 額</p>

<p style="text-align: right;">可を申請する者</p>
<p>一 申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査に要する費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額</p> <p>二 特定改造等自動車審査試験項目（特定改造等に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この号において同じ。）のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なもの特定改造等自動車審査試験項目別費用額（特定改造等自動車審査試験項目ごとに、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額</p>

<p style="text-align: right;">可を申請する者</p>
<p>一 申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査に要する費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額</p> <p>二 特定改造等自動車審査試験項目（特定改造等に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この号において同じ。）のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なもの特定改造等自動車審査試験項目別費用額（特定改造等自動車審査試験項目ごとに、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額</p>

備考

一 その型式について法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けた特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の規定による指定を受けたものとみなされるものを含む。）を有し、又はその型式について法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けた特定装置（同条第八項の規定により同条第一項の規定による指定を受けたものとみなされるものを含む。次号において同じ。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、一の項下欄に定める額を減額することができる。

二 その型式について法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けた特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、二の項下欄に定める額を減額することができる。

三 申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車保安基準に適合することが明らかであることを示すものとして国土交通省令で定める書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、四の項下欄に定める額を減額することができる。

備考

一 その型式について法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けた特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の規定による指定を受けたものとみなされるものを含む。）を有し、又はその型式について法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けた特定装置（同条第八項の規定により同条第一項の規定による指定を受けたものとみなされるものを含む。次号において同じ。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、一の項下欄に定める額を減額することができる。

二 その型式について法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けた特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、二の項下欄に定める額を減額することができる。

三 申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車保安基準に適合することが明らかであることを示すものとして国土交通省令で定める書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、四の項下欄に定める額を減額することができる。